

はじめに

すべての人が、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮しながら、喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現は、経済社会の持続的発展を確かなものとし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

丸亀市では、平成 17 年（2005 年）に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 19 年（2007 年）には「丸亀市男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、平成 29 年（2017 年）に「第 3 次男女共同参画プランまるがめ」を策定し、市民の皆さまとともに男女共同参画社会の実現に向け取組を行ってまいりました。

こうしたなか、男女共同参画に関する市民認知度の向上や、附属機関等における女性委員の登用率が 40%の目標値を超えるなど、着実な歩みを進めている一方で、今なお改善すべき課題も多いことから、更なる男女共同参画を推し進めるため、「第 4 次男女共同参画プランまるがめ」を策定しました。

本プランは、第 3 次プランから引き続き、2つの重点目標、「男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）」と「女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）」を掲げ、コロナ下で可視化された男女を取り巻く諸問題の解消も含め、全庁的な課題として、真摯に取り組んでまいります。引き続き、男女がともに生き生きと幸せに暮らせるまちを目指し、市民や事業者の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たり、市民・企業アンケート調査及び関係者ヒアリング等にて貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、ならびにご尽力いただきました丸亀市男女共同参画審議会委員の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年（2022 年）4 月

丸亀市長 松永 恭二

目 次

はじめに

第1章 プランの策定に当たって

1. プラン策定の背景
 - (1) 国、香川県の動き…………… 1
 - (2) 本市の動き～第3次プランの取組成果も踏まえて～…………… 4
2. 「第3次男女共同参画プランまるがめ」の取組から見る課題…………… 26

第2章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の目的……………31
2. プランの基本理念……………32
3. プランの体系……………33
4. プランの重点目標……………35
5. プランの位置づけ……………36
6. プランの期間……………36

第3章 プランの内容（目標と施策）

1. 基本方向1 男女共同参画の意識を高めるために……………37
 - 目標1 男女共同参画の意識づくり……………38
 - 目標2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持）……………41
 - 目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進……………44
2. 基本方向2 職業生活において男女がともに働き続けるために……………47
 - 目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）……………48
 - 目標5 労働環境における女性活躍の整備……………55
3. 基本方向3 男女を問わず誰もが安心して暮らせるために……………58
 - 目標6 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）……………59
 - 目標7 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備……………63

第4章 プランの推進

1. 総合的な推進体制の充実……………65
2. 男女共同参画推進のための活動拠点と人材育成……………66
3. プランの進行管理……………67
4. プランの数値目標・モニタリング指標一覧……………68

参考資料

男女共同参画審議会諮問書・答申書	74
男女共同参画審議会委員名簿	77
第4次プラン策定ワーキンググループ委員名簿	78
プラン策定の経過	79
男女共同参画に関する国内外の動き	81
丸亀市男女共同参画都市宣言	87
丸亀市男女共同参画推進条例	88
男女共同参画社会基本法	91
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	94
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	102
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	109
用語説明	111